

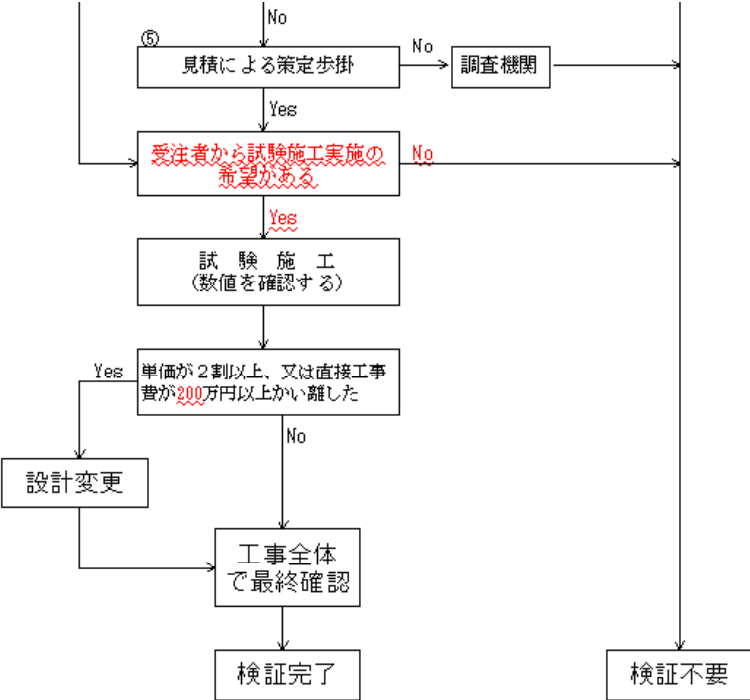
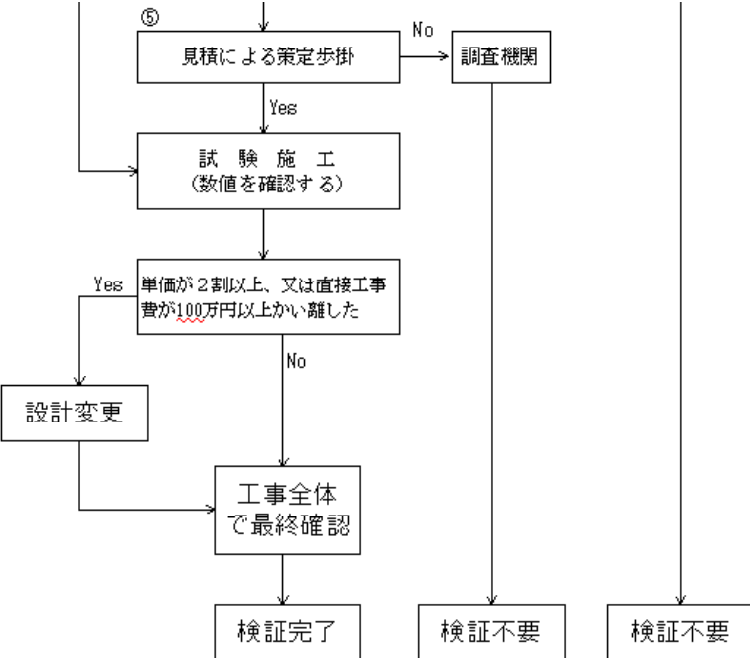
土木工事積算要領の **改定**・追加・訂正

適用年月日（令和6年（2024年）5月1日以降積算基準日適用）

区分	ページ	改定	現行	備考
第1編 一般土木編 2. 積算基準の適用について II 別途策定歩掛の取扱い	要領・土木 -33 要領・土木 -37	<p>II 別途策定歩掛の取扱い</p> <p>1 別途歩掛を策定する場合の取扱い 新技術等を活用する際に、建設部制定積算基準書及び所管省庁制定積算基準書が適用できない場合には、メーカー歩掛や見積書により新たに歩掛を策定する必要がある。 また、<u>メーカー歩掛や見積書により歩掛策定した工種について、受注者から希望がある場合は</u>、工事着手にあたり試験施工をあらかじめ行い、歩掛を検証すること。 なお、大幅にかい離した場合には、設計変更で対応すること。</p> <p>(6) 決裁 歩掛の決定は、見積書による歩掛策定書（様式3）に各社毎の見積書の写しを添付し、本部決裁を受けること。 ただし、当該工事の見積りによる直接工事費が<u>2,000万円</u>未満の場合は、所属長の決裁を受け、策定書及び資料の写しを添付して本部に報告する。</p> <p>5 施工条件明示 工事発注の際には、次の施工条件を明示したうえで<u>受注者から希望がある場合は当該工種の</u>試験施工を行い、歩掛の妥当性を検証すること。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>1 試験施工 〇〇工の施工については、<u>受注者が希望する場合は</u>、工事着手前に工事監督員立会のうえ、試験施工を行う。 なお、試験施工による確認事項は、次のとおりである。 ①施工量：〇〇m³ ②施工日数：〇〇日 ③作業人員：〇〇人工（8時間換算日数） ④機械運転時間：〇〇時間 また、試験施工の結果に伴う設計変更については、別途協議する。</p> <p>2 実績報告 <u>試験施工を行った場合は</u>、設計変更の有無に関わらず、工事全体での実績を報告すること。 ①施工日数：〇〇日 ②作業人員：各〇〇人工（8時間換算日数） ③機械運転時間：〇〇時間</p> </div>	<p>II 別途策定歩掛の取扱い</p> <p>1 別途歩掛を策定する場合の取扱い 新技術等を活用する際に、建設部制定積算基準書及び所管省庁制定積算基準書が適用できない場合には、メーカー歩掛や見積書により新たに歩掛を策定する必要がある。 また、<u>工事施工にあたっては、歩掛策定時に想定した現場条件と実際の現場条件が異なることが予想されるため</u>、工事着手にあたり試験施工をあらかじめ行い、歩掛を検証すること。 なお、大幅にかい離した場合には、設計変更で対応すること。</p> <p>(6) 決裁 歩掛の決定は、見積書による歩掛策定書（様式3）に各社毎の見積書の写しを添付し、本部決裁を受けること。 ただし、当該工事の見積りによる直接工事費が<u>1,000万円</u>未満の場合は、所属長の決裁を受け、策定書及び資料の写しを添付して本部に報告する。</p> <p>5 施工条件明示 工事発注の際には、次の施工条件を明示したうえで<u>必ず</u>試験施工を行い、歩掛の妥当性を検証すること。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>1 試験施工 〇〇工の施工については、<u>工事着手前に</u>工事監督員立会のうえ、試験施工を行うこと。 なお、試験施工による確認事項は、次のとおりである。 ①施工量：〇〇m³ ②施工日数：〇〇日 ③作業人員：〇〇人工（8時間換算日数） ④機械運転時間：〇〇時間 また、試験施工の結果に伴う設計変更については、別途協議する。</p> <p>2 実績報告 <u>設計変更の有無に関わらず</u>、工事全体での実績を報告すること。 ①施工日数：〇〇日 ②作業人員：各〇〇人工（8時間換算日数） ③機械運転時間：〇〇時間</p> </div>	実態等を考慮し改定・文言の整理

土木工事積算要領の **改定**・追加・訂正

適用年月日（令和6年（2024年）5月1日以降積算基準日適用）

区分	ページ	改定	現行	備考
第1編 一般土木編 2. 積算基準の適用について II 別途策定歩掛の取扱い	要領・土木 -38 要領・土木 -39	<p>6 設計変更 試験施工の結果から、当たり単価が2割以上、又は直接工事費で200万円以上かい離した場合は、設計変更で処理することとし、設計変更の有無にかかわらず工事全体で歩掛の妥当性を検証すること。 なお、機械運転費については設計変更の対象としない。 また、策定歩掛に係る数量は、歩掛値であることから「概数」として扱わない。</p> <p>7 継続工事 <u>設計変更を行った工種について</u>、継続事業等で施工する場合には、検証結果を考慮して積算すること。</p> <p>(8 フロー図の抜粋)</p>  <p>(注) 1. 試験施工は工事着手前に行い、設計変更（または変更指示）後残工事を行うこと。 2. <u>試験施工</u>を行った場合は、工事全体での最終確認を行うこと。</p>	<p>6 設計変更 試験施工の結果から、当たり単価が2割以上、又は直接工事費で100万円以上かい離した場合は、設計変更で処理することとし、設計変更の有無にかかわらず工事全体で歩掛の妥当性を検証すること。 なお、時間又は日当り機械運転費については設計変更の対象としない。 また、策定歩掛に係る数量は、歩掛値であることから「概数」として扱わない。</p> <p>7 継続工事 <u>継続事業等で当該工種を施工する場合には</u>、検証結果を考慮して積算すること。</p> <p>(8 フロー図の抜粋)</p>  <p>(注) 1. 試験施工は工事着手前に行い、設計変更、後残工事を行うこと。 2. <u>設計変更</u>を行った場合は、工事全体での最終確認を行うこと。</p>	実態等を考慮し改定・文言の整理